

予告



3月2日(火)～

『緊急事態宣言が解除された場合』

緊急事態宣言が2月末で解除された場合、3月1日に猪名川町による時短営業等の協力要請内容が決定されます。

従って現段階では決定事項としてお知らせ出来ませんが、いくつかのケースに合わせて、次のとおり対応させていただきましますのでご承知おきください。

※時短営業等の要請期間については未定です。

ケース①

19:00 閉館 ⇒ 現状どおり

ケース②

20:00及び**21:00 閉館**

●施設利用時間⇒閉館時間まで

『リラックスヨガ』 火・水

20:05~21:15(休講中)

18:50~20:00

(時間変更して開催)

『パンチ30』『ZUMBA』 木

19:00~20:15(休講中)

18:45~20:00

(時間変更して開催)

ケース③

22:00 閉館 ⇒ 通常どおり